

第2号様式

車検拒否制度の運用について（概要）

（令和5年2月17日 鹿交指第19号）

本通達は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の7第1項及び第2項の規定に基づき、車検拒否制度の運用について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 車検拒否制度の運用の全体像
- 放置違反金滞納情報照会への対応
- 放置違反金等の納付書の再発行
- 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付
- 車検拒否制度の施行に関する問合せ等への対応

等である。